

「災害時要援護者」の登録

近年の大規模災害における犠牲者の多くは、高齢者や障害者などの「災害時要援護者」です。有田川町では、それらの人の情報を事前に登録し、自治会・自主防災組織・民生委員児童委員などと共有して、災害対策に役立てています。

災害時、地域内での避難支援活動を円滑に行うためには、自治会などを中心とした助け合いが大切です。

●「災害時要援護者」登録対象者

- ① 65 歳以上の一人暮らし高齢者
 - ② 65 歳以上の高齢者のみの世帯の人
 - ③ 介護保険法に基づく要介護認定において要介護 3 以上の判定を受けている人
 - ④ 身体障害者のうち障害者手帳を有する者で、障害の程度が 1 級または 2 級の人
 - ⑤ 知的障害者のうち療育手帳を有する者で、障害の程度が A 判定の人
 - ⑥ 精神障害者のうち精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている人
 - ⑦ 特定疾患医療受給者証を受けている難病患者、小児慢性特定疾患医療受給児
- ※上記に該当する人で、かつ次の項目に該当する人が対象になります。

- ・在宅の人であって、災害時に自力避難が困難な人
- ・自身の避難支援に係る個人情報を自治会などへ提供することに同意した人

●登録申請の方法

金屋庁舎やすらぎ福祉課、もしくは自治会・民生委員児童委員・自主防災組織代表者へご連絡ください。その後、町の調査員が自宅を訪問し、申請書の作成をお手伝いし、登録を行います。

●ご理解ください

この制度は、あくまで地域住民が共に助け合う「共助」のもとに行われます。災害時には避難支援者も被災することが考えられます。必ず支援が受けられるとは限らず、支援者が責任を負うものではありません。

ブロック塀の点検

平成 30 年 6 月 18 日に大阪府北部を震源とした地震により、ブロック塀が倒壊し、2 人の尊い命が失われました。これは、倒壊したブロック塀が現行の建築基準を満たしていなかったことが原因の一つと指摘されています。

建築基準を満たさないブロック塀や老朽化したブロック塀は非常に危険です。倒壊による人的被害以外にも、緊急避難や緊急車両の通行を妨げる原因となります。

●危険ブロック塀の点検方法

次の 5 項目のうち、1 つでも該当する項目があれば、そのブロック塀は危険であると指摘されています。

- ① 高さ
塀の高さが道から 2.2m よりも高い場合。
- ② 控え壁
塀の高さが 1.2m を越えていて、控え壁がない、もしくは控え壁の間隔が 3.4m 以上である場合。

- ③ 基礎
コンクリートの基礎がない、もしくは確認できない場合。
- ④ 鉄筋
縦・横 80cm 以内の間隔で鉄筋が入っていない、もしくは入っているか分からない場合。
- ⑤ 老朽化
傾き・ひび割れ・欠けがある場合。